

制限付き一般競争入札公示

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 社会福祉法人昌明福祉会 特別養護老人ホーム港寿楽苑
介護ロボット・ICT導入支援事業改修工事
- (2) 工事場所 名古屋市港区寛政町6丁目10番地
- (3) 工事内容 大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの整備工事
- (4) 工 期 令和4年2月中旬～令和4年3月末

2 競争入札への参加資格要件

入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 名古屋市における令和2年度及び3年度競争入札参加資格「電気工事」等級区分「B等級」の認定を受けていること。
- (4) 名古屋市内に本店を有すること。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの間に、名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 入札公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付期間及び入札参加申出書の提出期間、場所及び方法
 - ア 入札説明書の交付期間及び入札参加申出書の提出期間
令和4年1月5日（水）から令和4年1月20日（木）まで
※ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※担当者へ事前に連絡すること。

イ 入札説明書の交付及び入札参加申出書の提出場所

名古屋市港区寛政町6丁目10番地

特別養護老人ホーム 港寿楽苑

電話番号：052-381-4122 担当：前田

ウ 提出書類

(ア) 入札参加申出書

(イ) 会社案内

(ウ) 名古屋市発行の競争入札参加資格審査結果B等級認定通知書の写し

(エ) 名古屋市内に本店を有することがわかる書類

エ 提出方法

提出場所へ持参すること。郵送等は不可

(2) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、入札参加申出書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年1月25日（火）までに通知する。

(3) 設計図書の交付方法

令和4年1月25日（火）以降、本公告に示した競争入札参加資格を有すると認められた者に対し、メール送付により無償で交付する。

(4) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札日時 令和4年2月9日（水）午後2時

イ 入札場所 名古屋市港区寛政町1丁目3番地 特別養護老人ホーム第Ⅱ港寿楽苑

ウ 入札書の提出方法

入札書は、持参すること。また、入札の時に委任状（代表取締役等代表権を持つ代表者からの委任）及び工事費内訳書を提出すること。なお、委任状及び工事費内訳書を提出しない者については、入札に参加できない場合がある。

4 その他

(1) 入札の無効

入札参加資格を有しない者のした入札及び公正かつ適正な見積により工事費内訳書が作成されていないことが確認の結果明らかとなった場合等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(2) 入札の執行

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。なお、再度入札は初度入札を含め3回を限度とする。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 入札保証金の納付義務

無

(5) 履行保証

落札者は、名古屋市の発注する工事に準じた金銭的保証を付すことが必要である。なお、工事完成保証人は認められない。

(6) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定等

この契約において、談合等の不正行為により本法人が被った金銭的損害の賠償等については、別紙「談合その他の不正行為に係る特約条項」に基づくものとする。

(7) 支払時期

令和 4年 5月とする。

ただし、名古屋市補助金をもって支払う場合は、名古屋市からの補助金の入金後遅滞なく、また、借入金をもって支払う場合にあつては、福祉医療機構等からの資金交付があつた後遅滞なく支払うこととする。

(8) その他

ア 技術資料の作成に必要な費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された技術資料は、この工事にかかる資料以外の目的で使用しない。

ウ 提出された技術資料は返却しない。

名古屋市港区寛政町 6 丁目 10 番地
社会福祉法人 昌明福祉会
理事長 水谷 昌明